

いじめ防止基本方針

福島市立松川小学校
令和5年12月1日改訂

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）、福島市いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものです。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組めます。

- (1) いじめは全ての児童に関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの子どもにも現に起きているという基本認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (2) いじめは禁止されている行為であり、人間の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組めます。
- (3) 児童の生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、家庭、地域、教育委員会、関係機関等と連携し、解決を図ります。

3 取組の基本姿勢

いじめは、どの学級でも現に起きているとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携しながら迅速に対応していきます。なお、いじめの定義は、以下によるものとします。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

児童のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を次のとおり示します。

- (1) いじめの未然防止のため、児童に、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築けるよう指導します。
- (2) いじめの早期発見のため、アンケート調査等を毎月実施するとともに、個々の教員のいじめに気付く鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。
- (3) いじめの解決に向けた取組として、児童の生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添い、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。

(4) いじめ防止及び対応のため、以下の組織を設置します。

① 校内いじめ防止対策委員会

- ・ 校内いじめ防止対策委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭、関係教員（学年主任・同学年担任・該当学級担任等）で構成します。必要に応じ関係者を招集します。
- ・ 開催した場合は、議事録に記録を残します。
- ・ 具体的な年間計画の作成及び実施の主体となります。
- ・ いじめの相談・通報窓口を設置します。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をします。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった場合の、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応をします。

② いじめ防止対策委員会（Matsukawa IjimeNakusou Team）

- ・ 校内いじめ防止対策委員、青少年健全育成会代表、PTA代表、主任児童委員で構成し、設置要項は別途定めます。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善案等の提示をします。
- ・ 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査等を行います。
- ・ 調査結果等は書面にまとめ、教育委員会に報告します。

5 取組の内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 年度初めに、いじめ防止等年間計画について全教職員で確認します。
- ② 年度初めに、いじめへの対応方針を家庭・地域に公表し、年間を通していじめ問題への啓発を図ります。
- ③ 教師と児童、児童同士の信頼関係を構築するとともに、児童一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、居場所づくり、絆づくりを行い、児童一人一人に居場所のある温かい学級づくりを推進します。
- ④ 児童が「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業や補充的学習などにより、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。
- ⑤ 道徳教育、人権教育、国際理解教育、体験活動等を充実するとともに、保護者へのインターネット等利用のルールづくりやフィルタリング利用の啓発を図ります。
- ⑥ 道徳科や学級活動、児童会活動などで、児童自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会を設定します。
- ⑦ 「いじめ防止対策委員会」の定例会を年2回（6月、2月）を開催します。また、重大事態が発生した場合や校長が依頼した事案がある場合は随時開催します。
- ⑧ いじめに関する校内研修会を年2回（5月、11月）実施し、教職員のいじめに対する理解の促進を図ります。
- ⑨ 学校・学年だより、ホームページなどを通じて、いじめへの対処方針の公表やいじめ問題についての啓発等を行い、家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 児童へのいじめアンケートを毎月実施し、情報収集をします。アンケート実施後は速やかに内容確認をし、校内いじめ防止対策委員でダブルチェックを行います。
- ② いじめ案件が0件だった場合、その結果を保護者や児童に周知します。
- ③ 5月、11月、2月をいじめ防止月間と定め、児童への啓発とともに全児童対象の教育相談などを実施し、早期発見に努めます。教育相談の内容を記録し、生徒指導資料として保管をします。
- ④ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等により、悩んでいる児童や保護者が相談しやすい体制を整備します。
- ⑤ 教職員によるこまめな校内の見回りや児童への意図的な声かけにより、児童の様子についての情報を収集するとともに、教職員全体でいじめに関する情報を共有します。

(3) いじめの早期対応

- ① 校内いじめ防止対策委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因究明をします。
- ② いじめと思われる事案が発生した場合、校内いじめ防止対策委員会を招集し教職員全員への共通理解を図るとともに、保護者や関係機関や専門機関との連絡を密にして、解決に取り組みます。
- ③ いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ④ いじめを受けた児童が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。
- ⑤ 教育的配慮のもと、いじめをした児童への指導を行います。
- ⑥ いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えられるように指導します。
- ⑦ いじめを受けた児童の保護者に対する支援をします。
- ⑧ いじめをした児童の保護者に対し、家庭での指導に関する助言を行います。
- ⑨ 必要に応じて保護者会を開催し、保護者との情報共有を図ります。
- ⑩ 必要に応じて（重大事態になる前に）福島市教育委員会いじめサポート防止サポートチームの派遣を要請します。
- ⑪ いじめ発見後の措置や経緯については、別途の記録用紙に議事録として累積し保存し、その議事録を、当該担任・生徒指導主事・養護教諭・教頭・校長が検閲できるようにします。

(4) 重大事態への対応

- ① 重大事態とは次のことを意味します。
 - ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 児童が身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 児童が精神的な疾患を発症した場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・ ネット上の書き込みにおいて誹謗中傷がなされた場合等を想定
 - イ 一定期間（30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ウ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき
- ② 重大事態判断について次のことに留意します。
 - ア 児童等や保護者から重大事態が発生したと申立てがあったときは、その時点で、担任やその他の教職員が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。

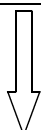
イ 児童等や保護者からの申立ては学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意します。

ウ 重大事態と判断した場合、重大事態が発生したことを福島市教育委員会を通して7日以内に市長に報告します。

③ 学校が調査主体となる場合の対応は、教育委員会の指導のもと以下のように進めます。

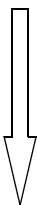
【重大事態対応フロー図】

1 いじめ防止対策委員会（MINT）を母体とした調査組織の設置



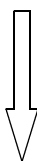
- ・ いじめ防止対策委員会（MINT）に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加えます。

2 校内いじめ防止対策委員会で、事実関係の調査の実施



- ・ 調査における基本姿勢、聴取事項、調査方法について共通理解を図ります。
- ・ 原因の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積します。（5W1Hで）
- ・ 福島市教育委員会に対し、調査の状況について定期的に報告します。
- ・ 被害児童及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供します。

3 累積した記録をもとにした調査結果の取りまとめ



- ・ いかなる事実を認定できるかを検討し、書面にまとめます。
- ・ 調査の進捗状況を定期的に福島市教育委員会に報告します。
- ・ 報告がある程度まとまったら、福島市教育委員会に仮報告します。

4 仮報告後の助言を受けた調査結果の報告（福島市教育委員会へ）



- ・ 学校は被害児童及びその保護者に調査結果を報告します。
- ・ 被害児童及びその保護者より報告書に対する意見があれば、調査結果に添えて福島市教育委員会に提出します。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

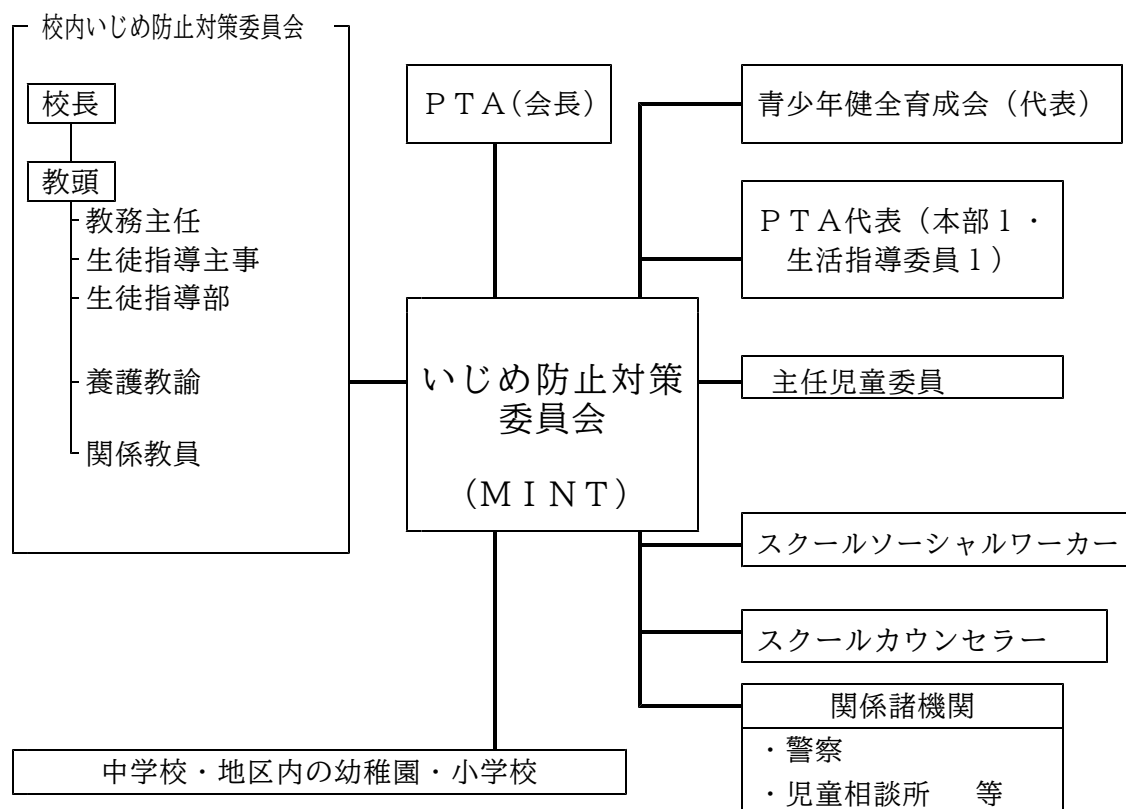
- ・ 他の調査組織による再調査に備え、調査資料を整理しておきます。
- ・ 被害を受けた児童を守り、再発を防ぐための取組を組織的に実行します。

④ 学校に設ける組織での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと福島市教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、調査組織を変更する場合があります。

(5) 不登校重大事態の調査

- ① 不登校重大事態に係る調査は、学校が調査にあたることを原則とし、いじめ解消と対象児童の学校復帰への支援・再発防止を主な目的とします。
- ② いじめによる欠席が30日になる前から聴取等の準備着手をするとともに、オンラインや別室登校により、被害児童の学習機会の確保に努めます。
- ③ 必要に応じて、福島市教育委員会いじめ防止サポートチームの派遣を要請します。
- ④ 重大事態と判断した場合、重大事態が発生したことを福島市教育委員会を通して7日以内に市長に報告します。
- ⑤ 学校は、重大事態対応フロー図に沿って調査を行います。
- ⑥ 調査結果を福島市教育委員会を通して市長に報告します。

6 組織図



7 年間計画

- 4月 組織編成，年間計画の確認，自宅確認
保護者へのいじめの対応方針説明（授業参観全体会）
- 5月 いじめに関する校内研修会
第1回心のアンケート→ 学年検討会→ 校内いじめ防止対策委員会1回目
全児童への教育相談（生徒指導協議会）
- 6月 QUテスト実施（3年・5年）
- 8月 QUテスト結果の分析（3年・5年）
- 11月 第2回心のアンケート→ 学年検討会→ 校内いじめ防止対策委員会2回目
全児童への教育相談（生徒指導協議会）
いじめに関する校内研修会
- 12月 個別懇談
いじめ問題への取組等の学校評価の実施
- 2月 第3回心のアンケート→ 学年検討会→ 校内いじめ防止対策委員会3回目
全児童への教育相談（生徒指導協議会）
第2回いじめ防止対策委員会定例会
いじめ問題への取組についての評価結果の公表
- 3月 年度末反省，次年度計画案

※ 校内いじめ防止対策委員会は，職員会議の中の生徒指導協議会で，全職員が参加して実施します。（定例会年3回）

※ 毎月1回，児童へのいじめに関するアンケート調査を実施します。

8 学校評価の実施

- (1) いじめ問題への取組等について自己評価を行い，学校評価と合わせ，その結果を公表します。
- (2) 評価方法は，職員・児童・保護者・学校関係者によるアンケートとします。

学校がいじめを把握したときの対応

<p>その日のうちに</p>	<p>1 情報のキャッチ</p> <p>2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憶測を入れず事実のみ ・些細なことでも報告（レベル1から） 	
<p>3日以内に</p>	<p>3 事実関係の把握・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の児童 ・いじめた側の児童 ・まわりの児童 ・教職員 ・保護者 	
	<p>4 校内いじめ防止対策委員会 構築</p> <p>※緊急度に応じて3, 4を同時に行う。</p>	<p>管理職, 担任, 教務主任, 学年主任, 生徒指導主事, 養護教諭, スクールカウンセラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導・援助の方針の立案 ○指導・援助体制の構築 ・誰が, 誰に, いつまでに, 何をするか ・すぐに行う対応 ・中・長期的な対応 ・保護者への対応

いじめ防止対策委員会（MINT） 設置要項

1 設置の趣旨

いじめは人間の心を傷つけ、最悪の場合命まで奪ってしまう、人間として絶対に許されない行為である。いじめの未然防止と根絶を図るためには、校長の責任のもと、学校と保護者・地域が連携を取り合い、断固とした姿勢で取り組むことが必要と考え「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」とする）を設置し、児童への安全把握義務の徹底を図るようとする。

2 委員会の組織運営

- ① 委員は、校内いじめ防止対策委員とし、必要に応じて青少年健全育成会代表1名、PTA代表2名、主任児童委員を招集する。
- ② 委員会の責任者は校長とし、委員会の進行は教頭が行うものとする。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」は、主としていじめに関する情報交換と問題処理について協議を行う場とする。
- ④ 重大事態の発生など、緊急を要するいじめ等の事案が発生した場合は、早急に委員会を招集するとともに市教委と連携し、必要に応じて校外委員以外の第三者も委員会に加え、情報収集・調査に当たる。

3 活動内容

- ① 校外委員は、いじめ（学校内外を問わない）に関する情報を収集する。なお、場合によっては、いじめの事案に限らず学校への連絡・要望等も併せて報告する。
※ 「いじめの事案に限らず」とは
児童虐待的な家庭、児童の問題行動（万引・放火・公共物へのいたづら）、学校内外の安全指導、学級担当への問題行動撲滅に向けての要望等を指す。
- ② 校外委員からの情報によるいじめ等の事案については、学校側担当者が早急に該当担任に連絡し、事実確認のための調査と今後の対応について協議し、早期解決に努める。
- ③ いじめ等の事案について知り得た個人情報は外部に漏れないようにする。
- ④ 情報内容によっては、冷やかしの事案も予想されるが、該当児童が「いじめ」と感じている内容については、取り上げるようにする。なお、中学校・高等学校など本校以外のものとの関連や学校管理下外の活動で発生した事案についても取り上げるようにする。
- ⑤ 校内委員、中でも生徒指導主事は、月ごとの職員会議の「生徒指導について」の中で、情報収集やいじめのチェック等について教職員間の共通理解と実践について話し合い、早期発見に努める。